

児童の虫歯予防処置 シーラントのお知らせ

初めての永久歯(6才臼歯)を虫歯から守るため、虫歯になりやすい奥歯の溝を薄いプラスチックの膜で覆う「シーラント」を行います。

希望される方は下記までお申し込みください。

- 日時 12月20日(土)13:30~15:00
(1人につき10分程度 予約制)
- 場所 げんきの杜 保健指導室
- 対象者 6才臼歯が生えている小学1・2年生
(6才臼歯のシーラントが4本とも完了していない方を対象)
- 費用 無料
- 締め切り 12月12日(金)
※当日は歯みがきをしてきてください。
- 申し込み・問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)



農作業に関するお願い

ほ場から出る際は、機械についた土の除去を徹底しましょう。

トラクターによる農作業では、タイヤやロータリーに多量の土が付着します。

そのまま路上を走行すると、タイヤなどに付着した土が路面に散乱してしまいます。地域の環境や交通安全上の問題を引き起こす恐れもあり、野菜づくりにおいては、土に混在する病原菌の拡散にも繋がりがありません。

トラクターの後輪、ロータリーに付着している土は、ほ場から出る際にきれいに落としておきましょう。また、落としてしまった土は、すぐに片づけるよう心がけてください。

- 問い合わせ先
産業振興課 農政係 TEL 72-3111(内線183)



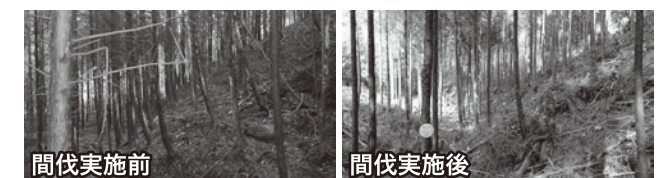
路上に散乱した土の様子

荒廃森林再生事業を実施しています

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年度に森林環境税を導入しました。(個人の場合、県民税として年間500円を納めていただいています)

町は、この税を活用して森林の整備(間伐)などを行う荒廃森林再生事業に取り組んでおり、平成25年度までに約180haの間伐などの森林の手入れを行い、26年度も引き続き約10haの間伐などを計画しています。

森林には木材生産の機能だけでなく、水源かん養機能、土砂災害などを防止する機能、保健・レクリエーション機能など、公益的に重要な役割を持ち、直接森林を所有していなくても、誰もがさまざまな森林の恩恵を受けています。この荒廃森林再生事業を活用して緑豊かな森林を次世代へ引き継ぎましょう。



間伐実施前 間伐実施後

間伐により、日光が地面に届き、下草が生えることによって保水力が高まり、地滑りなどの災害の危険性が大幅に減少します。

- 問い合わせ先
産業振興課 農政係 TEL 72-3111(内線182)

太陽光発電設備を設置された方へ

次の課税対象となる太陽光発電設備を所有する方は、償却資産の申告をする必要があります。課税対象となる太陽光発電設備を所有する方は申告書を送付しますので、税務課までご連絡ください。

	発電量10kw未満	発電量10kw以上
個人(住宅用)	課税対象外	課税対象
個人(事業用)		課税対象
法人		課税対象

- 申告対象となる設備(例)
 - ・太陽光パネル(屋根材一体型のソーラーパネルは除く)
 - ・架台
 - ・送電設備
 - ・パワーコンディショナーなど
 - 償却資産の特例について
 - ①償却資産の特例とは
『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準額が3年間、3分の2となるものです。
 - ②特例を受けるための条件
 - ・経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備)であること
 - ・平成24年5月29日から平成28年3月31日までの期間に取得したもの
 - ③提出書類
 - ・経済産業省が発行する再生可能エネルギー発電設備の『認定通知書』の写し
 - ・電気事業者と締結している『特定契約書』の写し
 - ・太陽光発電設備の配置が分かる図面
- ※ご不明な点は下記までお問い合わせください。

- 問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

豊築更生保護サポートセンター開所

豊築保護区保護司会では、地域の犯罪・非行予防活動を行う拠点として、豊築更生保護サポートセンターを開所しました。犯罪や非行に関することなどお気軽にご相談ください。

- 開所日 月・火・水・木・金 10:00~16:00
(土・日・祭日・年末年始は休み)
- 住所 〒828-0061 豊前市大字荒堀523番地1
(旧豊築休日急患センター)
- 問い合わせ先
豊築更生保護サポートセンター
TEL 64-6622 FAX 64-6621

平成26年度 県営住宅入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

- 募集案内書配布期間及び申込受付期間
平成27年1月13日(火)~21日(水)(申し込み手数料は不要)
- 募集案内書配布場所
県内の各市役所及び町村役場など
- 問い合わせ先 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課
TEL 092-781-8029

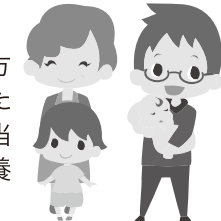
住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法の規定により、住民基本台帳の閲覧状況について以下のとおり公表します。

- 対象期間 平成25年10月1日~平成26年9月30日
- 閲覧状況 なし
- 問い合わせ先
住民課 生活窓口係 TEL 72-3111(内線145)

12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金(注1)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでした。12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。



- (注1)遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ◎今回の改正により新たに手当を受け取れる場合
 - ・お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
 - ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
 - ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など
- ◎新たに手当を受給するための手続き
 - ・児童扶養手当を受給するためには申請手続きが必要です。
- 問い合わせ先
子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線225)

年末年始のごみ収集日及び清掃センターの受入れ状況について

	町の収集	清掃センター
12月23日(火)(祝)	なし	平常(8:30~16:30)
12月26日(金)	新吉富地区『不燃ごみ』収集日 全地区『プラスチック製容器包装』収集日	平常(8:30~16:30)
12月27日(土)	なし	休み
12月28日(日)	なし	平常(8:30~16:30)
12月29日(月)	全地区 可燃ごみ	平常(8:30~16:30)
12月30日(火)	なし	平常(8:30~16:30)
12月31日(水)	全地区 可燃ごみ	午前のみ(8:30~12:00)
1月1日(木)~4日(日)	なし	休み
1月5日(月)	全地区 可燃ごみ	平常(8:30~16:30)

- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)
豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192

年末年始のし尿汲取り業務の受付及び休日について

12月27日(土)	午前のみ
12月28日(日)	休み
12月29日(月)	平常どおり
12月30日(火)	午前のみ
12月31日(水)~1月4日(日)	休み
1月5日(月)	午前のみ

償却資産の申告のお願い

町内で事業経営(会社・不動産・農業など)している法人や個人の方は、資産の多少にかかわらず償却資産の申告が必要です。前年中に資産の変動がない場合や、事業をやめた場合なども必ず平成27年1月1日時点の状況を税務課まで申告してください。

※前年度に申告された方には、12月中旬に申告書を送付します。新たに申告をする方で申告書が必要な方はお問い合わせください。

- 申告対象者(法人などを含む)
町内で事業(会社・不動産・農業など)を行っており、その事業のために利用する償却資産を所有している方です。
※償却資産とは、土地、家屋以外の「事業の用に供する」ことのできる資産です。ただし、自動車税や軽自動車税の課税客体となるものは除きます。
- 申告期限 平成27年2月2日(月)
- 問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

シルバー人材センターからのお知らせ

- ◎不要品など処分します
衣替えなどで出てきた不要品はありませんか。粗大ごみなどの焼却場への持ち込み処分を行います。詳しい内容はお問い合わせください。

会員募集中

豊前市内事業所の清掃作業や軽作業
ぜひお問い合わせください。

- 問い合わせ先
豊前・上毛シルバー人材センター
TEL 84-8004・83-0677

- 平成26年度版「資源とごみの分別ガイドブック」をご確認いただき、正しく分別して出してください。
- 年末の大掃除などで多量にごみが出た場合は、清掃センターまで直接持ち込んでください。
- 清掃センターに直接搬入した場合、ごみ処理手数料は10kgあたり60円(消費税別)です。

